

**特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟**  
**アスリート委員会規程**

(総則)

- 第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「当連盟」という。）の、アスリート委員会（以下、「委員会」という。）について定める。
- 2、委員会は、事務所章規定第9条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

- 第2条 委員会は、以下第3条に規程する事項について、アスリートの立場から意見を取りまとめ、当連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びに知的障がい者サッカーの普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し理事会に答申または報告する。
- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関すること
  - (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
  - (3) JPC アスリート委員会との協力・連携に関すること
  - (4) アスリートのモラル向上とインテグリティ教育や啓発に関すること
  - (5) アスリートの社会貢献や国際・交流、地位向上に資すること
  - (6) アスリートのセカンドキャリアの支援に関すること
  - (7) 知的障がい者サッカーの社会的役割や価値の向上に寄与すること
  - (8) 連盟主催事業に協力し、知的障がい者サッカーの発展に寄与すること
  - (9) SNS の活用等を通じたアスリートとのコミュニケーションに関すること
  - (10) パラスポーツ、オリンピックムーブメントの推進活動に関すること
  - (11) その他アスリートに関すること

(構成)

- 第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。
- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名
  - (3) 委員 7名以内（現役アスリート男女各1名以上・外部有識者2名以内）  
※U-18、社会人、フットサル、女子、アスリート経験者から選考することとする。

2、委員会は原則、男女をもって構成することとする。

(委員の資格)

第5条 現役アスリートは、年齢が16才以上で、かつ、当連盟の登録競技者のうち、当連盟主催競技会および国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した選手とする。

(国際レベルの競技会：知的障がい者サッカー世界選手権、Virtus Global Games)

2、アスリート経験者は、連盟の登録競技者で(元・現問わず)、全国の大会に出場した経験を有する者とする。

3、その他、アスリート委員選考委員会が適当と認める者

4、委員会の委員は、当連盟倫理規程に違反したことがない者とする

(委員の選任)

第6条 委員は以下第7条に規定するアスリート委員選考委員会の推薦に基づき常務理事会が選任し、理事長が委嘱する。

(アスリート委員選考委員会)

第7条 常務理事会は、委員会の任期満了の4か月前までに6名の選考委員を選び、アスリート委員選考委員会を設置する。

2、アスリート選考委員会は、アスリート委員2名(男女各1名)常務理事2名、及び外部委員2名の計6名と総務部員1名で構成する。但し、最初の委員会委員を選任する場合に限り、各カテゴリーより推薦し、理事会で承認を得る。

3、アスリート委員選考委員会は、結成後速やかに、アスリート委員になる資格を持つ者にアスリート委員選考委員会の設置を周知する。

(委員候補者)

第8条 アスリート委員に立候補を希望する者は、当期委員の任期満了2か月前までに、アスリート委員選考委員会に対して書面で立候補を表明する。

2、アスリート委員候補を推薦する者は、被推薦者の了解を得た上で、当期委員の任期満了の2か月前までに、アスリート委員選考委員会に対して書面で推薦する。

3、アスリート委員選考委員会は、次期アスリート委員候補者選任後、速やかに常務理事会に報告する。

(委員長等の選任)

第9条 委員長、副委員長の選定は、委員の互選による。

(任期)

第 10 条 委員長、副委員長並びに委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

2、委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3、委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

第 11 条 委員会は、年 1 回以上開催するものとし、委員長が招集する。

2、委員は、必要に応じていつでも委員会の開催を求めることができる。

3、理事長、副理事長及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第 12 条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第 13 条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動計画等)

第 14 条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとし、理事会の承認を得なければならない。

2、委員会の活動（会議を含む）に当たっては、当連盟で定める旅費規程による。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、事務局が行う。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。